

## 生徒心得〔学校生活の規律〕

### 1. 登下校

- (1) 徒歩で登下校する場合は、原則としてみよし通り・みよし門を利用すること。
- (2) 自転車通学をする生徒は正門を利用すること。
- (3) 自転車通学をする場合は、自転車損害賠償保険加入の確認を行ったうえで生活指導部に届を提出し、許可を受け、自転車に本校指定のシールを貼付すること。
- (4) 原動機付自転車・自動二輪車等による登下校は認めない。

### 2. 外出

登校後の外出は原則として禁止やむを得ない事由がある場合は所定の手続きによって許可を受けること。

### 3. 休日の登校

休日に登校する場合は休日活動届に記入し、生活指導部に提出する。また下校する時は必ず顧問教員に連絡すること。なお、登校の際は制服を着用とすること。

### 4. 集会

校内において集会をもつ時は、その趣旨・計画を予め学校長または生活指導部に願い出て許可を得る。

なお許可なくして火気を使用することは絶対に禁止する。

学校の名において、校外で集会または各種催しをもつ場合は、予め学校長に願い出て許可を受けること。

### 5. 掲示・文書

常に掲示事項に留意して見落しのない様に注意する。なお校内において文書・ポスター等を掲示または、頒布する場合にはすべて学校長または生活指導部の許可を受けること。

### 6. 金品の募集

学校長または生活指導部の許可なくして金銭物品を募ってはならない。

### 7. 所持品

- (1) 生徒手帳・生徒証は必ず所持する。また私物の管理を充分にし、特に金銭の保管については各自の責任において慎重を期する。
- (2) 勉強に関係のない、遊戯物の持込を厳禁する。

8. アルバイトは禁止する。ただし、特別な事情がある場合は担任に申し出て、アルバイト届を生活指導部へ提出し、アルバイト許可書を受け取ること。

9. 諸施設・備品等の破損については、直ちに担任または関係の教員に申し出ること。

### 10. 携帯電話・スマートフォンの扱い

携帯電話、スマートフォンの扱いについては登校後放課後までの使用は認めない。

## 〔服装・頭髪・装飾品に関する心得〕

### 1. 制服規定

#### (1) 制服

【A】ブレザー、ズボン、ネクタイ、白無地シャツ。

【B】ブレザー、スカート、リボン、白無地シャツ。

※【A】または【B】を着用すること。

また、学校指定のベスト・Vネックセーターおよびポロシャツ（夏季）のみの着用も許可する。

#### (2) 着用期間

冬服 10月1日から5月31日まで着用。

夏服 6月1日から9月30日まで着用。

### ( 3 ) 付 則

- ①移行期間を設ける。
- ②下記の規定以外の服装で登校する場合は、生徒手帳の諸届欄の事柄に理由を記入し、保護者及び担当が捺印し生活指導部へ届けること。
- ③11～ 4 月および式典のときは正装すること。
- ④5 ～10 月は本校指定のベスト・V ネックセーター， ポロシャツでの登下校を認める。  
(市販のカーディガン等の着用を禁止する。)
- ⑤防寒着としてコートの着用を認める。
- ⑥冬ズボン・冬スカートの通年の着用を認める。
- ⑦制服の加工は， 厳に禁止する。
- ⑧制服の補整は， 担任に申し出て， 所定業者に依頼すること。

### 2 . 頭髪指導

脱色・染色等の髪のを加工を禁止する。

### 3 . 装飾品指導

ピアス・イヤリング等の装飾品は身に付けないこと。

### 4 . 身だしなみ指導

化粧等を行わないこと